

11月のお知らせ

■お問い合わせ先 水産観光課世界自然遺産せとうち町対策室 ☎0997-72-1115

希少な野生動物植物の盗採や盗掘を防止するため、町内の関係各所へポスターの掲示やチラシ配布など、日頃からたくさんのご協力をいただいています。商工交通課の協力の下、今回新たに「フェリーかけろま」にて希少野生動物植物の持ち出し注意についての船内放送が令和4年10月5日から開始されました。



「世界自然遺産の島」

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島

vol.93

お問い合わせ先に各課の直通番号を記載しています。役場代表のお問い合わせ先はこちらです。
 ■瀬戸内町役場代表 ☎72-1111
 ※なお、平日の17時15分以降や休日は、宿直室につながります。



AMAMI・OKINAWA World Natural Heritage © amami-ancc

希少種盗採・盗掘防止の呼びかけを行っています！
 定されており、希少な野生動物植物が多く生息しています。日頃フェリーを利用して皆さんはもちろん、近年、加計呂麻島を訪れる観光客の方も増えてきているため、希少な動物植物を誤って採取してしまふことが無いよう、船内放送に耳を傾けていただけたらと思います。
 また、山道等で不審な人物をお見かけした場合は、情報をいただくと大変ありがたいです。皆さんの力で、希少な動物植物を守っていきましょう！

令和4年秋季全国火災予防運動

2022年度全国統一防災標語

【お出かけは マスク戸締り 火の用心】

期間 11月9日(水)~11月15日(火)

■お問い合わせ先 瀬戸内消防分署予防係 ☎0997-72-1190

項目	行事内容	
合同訓練	消防分署と消防団による訓練	11月6日 8時30分~船津地区
広 報	防火ハッピー着用による火災予防啓発運動	期間中の登園(所)時 幼年消防クラブ (高丘・附属・信愛)
	市街地防火広報パレード	11月9日 17時~
	火災予防広報掲載(住宅用火災警報器編)	11月9日~11月15日 瀬戸内町ホームページ
消防査察等	危険物施設への立入検査及び合同街頭検査	期間中(10時~15時) 町内 危険物施設
	消防用設備等の立入検査	期間中(10時~15時) 町内該当施設
	住宅への住警器調査(調査世帯は無作為)	期間中(10時~15時) 町内 住宅一円



10年経ったら交換しましょう



※新型コロナウイルスの感染状況で、査察等が実施できない可能性があります。

お知らせ

令和5年1月以降の
成人式の名称変更
および日程について

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。このことに伴い、瀬戸内町では、令和4年度（令和5年）以降も、これまで通り20歳の方を対象に「20歳の祝い（はたちのいわい）」として1月4日に開催します。

なお、令和5年1月の式典開催につきましては次のとおりです。

■日時

令和5年1月4日(水)

オープニング 午後1時15分〜

式典開始 午後1時30分〜

■場所

瀬戸内町清水公園総合体育館

■注意事項

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策として、来場者は式典関係者（新成人の皆さん、保護者等、来賓）のみとさせていただきます。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

■お問い合わせ先 社会教育課生涯学習係 ☎0997-72-2905

お知らせ

きび酢村構想の基本計画が策定されました

加計呂麻島瀬相地区において計画が進められています、きび酢村構想の基本計画が策定されました。

加計呂麻島の「遊休農地の活用」と

「雇用創出」による

農業振興をはじめ

として、きび酢・

黒糖の生産拡大や

地域活力増進のた

めの施設整備を計

画しています。

コンセプト（基本

的な考え方）に「農

業振興と活力あふ

れるさとうきび産

業を創出するかけ

るまきび酢村」を

掲げ、次の3つの

基本方針を柱に取

り組んでいく計画

です。

■基本計画①

遊休農地の活用と

雇用創出による農

業振興

○遊休農地の活用・

再生による農業振

興

○さとうきび生産

の作業体系の見直

しと省力機械化の

推進

○小型製糖工場の

原料確保と生産性

の向上による地域

経済の活性化

○省力機械化の推

進と生産性の向上

による所得の向上

および雇用の創出

○安定なきび酢・

黒糖の生産支援と

技術・伝統の継承

○きび酢・黒糖の

高付加価値化に向

けたブランドイン

グ（他製品との差

別化）の推進

○きび酢・黒糖の

高付加価値化に向

けたブランドイン

グ（他製品との差

別化）の推進

○きび酢・黒糖の

販路開拓と情報発

信体制の整備

○きび酢・黒糖の

販路開拓と情報発

信体制の整備

○きび酢・黒糖の

販路開拓と情報発

信体制の整備

○きび酢・黒糖の

販路開拓と情報発

信体制の整備

○きび酢・黒糖の

販路開拓と情報発

信体制の整備

○きび酢・黒糖の

販路開拓と情報発

信体制の整備

○きび酢・黒糖の

販路開拓と情報発

信体制の整備

○きび酢・黒糖の

理棟・休憩施設等）、

グラウンドゴルフ

場、多目的広場（遊

具施設等）、さとう

きびほ場、駐車場

などの整備を計画

しています。

※詳しい計画概要

については、町の

ホームページに掲

載しています。こ

ちらからご覧いた

だけます。

■基本計画③

交流・活動の場や

機会の創出による

地域活力増進

○農家の交流やビ

ジネス機会の創出

促進

○地域住民と来島

者間の交流や機会

の創出拠点

○地域住民が憩え

る活動・交流拠点

○きび酢・黒糖

は、きび酢・黒糖

加工製造関連施設、

レストハウス（管

理棟・休憩施設等）、

グラウンドゴルフ

お知らせ

司法書士による
法律相談会（無料）
のご案内

瀬戸内町商工会青年部主催の、司法書士による法律相談会（無料）を左記のとおり開催します。

事前に予約されると、

優先的にご相談いた

できます。

たとえば、相続や遺言

について、不動産の名

義変更について、老後

の資産管理、成年後見

制度って何？会社を作

りたい。などなど、様々

なお悩みもお気軽に

相談ください。

■相談日時

11月17日(木)

午前10時〜午後1時

■相談会場

きゅら島交流館

2階更衣室（和室）

※正式な依頼に至った

段階で、費用が発生し

ます。

■お問い合わせ先 瀬戸内町商工会青年部（木村司法書士事務所） ☎0997-72-3672



きび酢村構想
施設整備イメージ図



募集

空き家バンク登録物件募集

■お問い合わせ先 企画課企画振興係 ☎0997-72-1112
株式会社ファースト ☎0997-72-4677 FAX 0997-72-4678
〒894-1504 瀬戸内町古仁屋春日6番地

空き家バンク登録のお願いです。空き家バンクとは、家を貸したい・売りたい方と、借りたい・買いたい方を町ホームページ等を活用して繋げる制度です。引越したいけど引越せない、住みたくても住めないという方がたくさんいます。このような課題解決のために、空き家バンクの活用をよろしく願います。また、今年度から受入体制強化のため株式会社ファーストへ業務委託を行いました。掲載情報をより多くの方に周知できるように

町ホームページはこちらから



う専用ホームページも開設します。物件の登録や利用希望等につきましては、上記までご連絡ください。役場でも随時受け付けていますので、町内の空き家所有者をお持ちの方、制度について詳しく知りたいという方などお気軽にお問い合わせください。また、町ホームページにも制度についての説明がありますのでご確認ください。

■お問い合わせ先 企画課企画振興係 ☎0997-72-1112

お知らせ

令和4年度Uターン者資格取得費助成事業について

本町へのUターン者支援と、進行する人口減少を抑制し活力ある地域社会の実現に向け、就職等のために必要な資格取得費の一部を助成します。

■補助対象者

・本町の中学校を卒業された30歳以上の方
・10年以上本町に住所を定めることを確約された方など

■補助額

対象経費の3分の2以内の額を、上限10万円で助成します。

■対象期間

転入前1年以内、転入後2年以内を取得した資格にかかった経費が対象です。

詳しくは、企画課企画振興係までお問い合わせください。

Uターン者 資格取得費助成事業

～瀬戸内町へのUターン者の方へ～
本町の人材不足や人口減少の解消と、活力ある瀬戸内町の実現に向けて、仕事をするための資格取得に必要な経費の一部を助成いたします。

助成額 上限 10万円
総額の3分の2以内

わきやしま 瀬戸内町で キバリん しょ〜ろ〜

対象経費
○資格取得受験料
○講習受講料(教材費含む)
○登録料
○旅費等

※ 旅費は航空機・船舶等を使って移動しなければ取得できないモノに限る。
※ 資格取得経費が1万円未満の場合は助成対象外です。

■お問い合わせ先 企画課企画振興係 ☎0997-72-1112

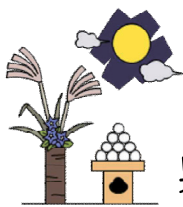
お知らせ

オンライン学習サービス Schoo (スクー) が無料で利用できます

オンライン学習サービス「School」の全コンテンツを利用できるアカウントを、希望するすべての瀬戸内町民の皆さんに対して、無料で配布しています。詳しくは瀬戸内町ホームページをご参照ください。
※本取組は、令和3年5月18日に株式会社Schoolと締結した「奄美大島での地方創生推進の包括的パートナーシップ協定」に基づく取組です。

お申込みや詳細(町ホームページ)はこちらから





男女共同参画 vol.28 ～自分らしく、生き生きと～

16 平和と公正を
すべての人に

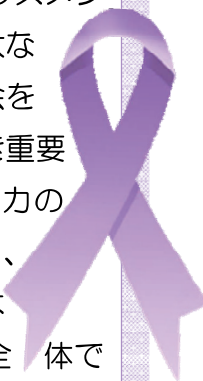


『暴力』についてSDGsの観点から考えてみましょう。目標16「平和と公正をすべての人に」

とは、争いのない平和な社会を実現するために掲げられた目標です。誰もが受け入れられ、法律や制度で守られる未来をめざしています。また、あらゆる争いをなくす、あらゆる形の暴力と暴力による死を大きく減らすことも大きな課題です。例えば、世界のどこかで5分に1人、子どもが暴力によって亡くなっているという現状があります。子どもへの暴力には、紛争のほか、家庭内での虐待、搾取、人身売買、あらゆる形の暴力や拷問もあげられます。虐待や暴力・差別などは、身近なところでも起こっているかもしれません。目を背けたくなるような悲しいことですが、まずは現実にかけているニュースなどに関心を持つことから向き合ってみましょう。

毎年11月12日～11月25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（パープルリボン週間）です。特に、令和2～4年度は「性犯罪・性暴力対策集中強化期間」と定め、今年度は「性暴力を、なくそう」をテーマとしています。

暴力は、性別や加害者・被害者の間柄を問わず決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなど女性に対する暴力は重大な人権侵害で、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。多くの人に性暴力の問題に関心をもってもらい、「性暴力は絶対にあってはならない」という意識を社会全体で高め、また、暴力の未然防止・拡大防止に向けて被害者やその周りの人たちがためらうことなく相談できる社会づくりが必要です。



年齢・性別・性自認などを問わず、だれでも相談できる場所があります。

下記に連絡先やQRコードを記載しますので、ぜひご活用ください。

ひとりで悩まないで。相談できる場所があります。 **秘密は厳守** します。

AV出演被害に
関する相談

電話で
相談

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

はやくワンストップ
#8891



SNSで
相談

性暴力に関するSNS相談
Cure time (キュアタイム)

Cure timeは
こちらから

恋人や
配偶者からの
暴力に関する
相談

電話で
相談

DV相談ナビ #8008

はれれば
DV相談+は
こちらから



電話・メール
チャットで
相談

DV相談+(プラス) 0120-279-889

つなぐ はやく

お知らせ

**新婚生活を支援します
(結婚新生活支援事業・結婚祝い食事券給付事業)**

瀬戸内町では、婚姻に伴う新生活をスタートするため、次の2つの事業を実施しています。

【結婚新生活支援事業】

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援します。

■対象となる世帯

・令和4年1月1日～令和5年3月31日に新規に婚姻したご夫婦

・瀬戸内町内の住宅に居住しており、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得400万円未満

※補助金申請は婚姻日以降に行ってくださいます。

■支援対象となる経費

婚姻に伴う住宅取得費

用または住宅賃借費用、引越費用

■補助金の額

一世帯あたり30万円を上限に補助金を交付します。

■申請に必要な書類

・瀬戸内町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式1号)
・夫婦の住民票の写し

・夫婦の記載のある戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
・夫婦の前年の所得証明書 ※夫婦の双方または一方が離職した場合は離職票等

・夫婦の町税等納税証明書(滞納がない証明となるもの)
・新居の家賃、引越費用等に係る領収書

・結婚新生活支援事業に関するアンケート

ト(町民生活課窓口)

【結婚祝い食事券給付事業】

町内の飲食店(利用可能店舗)で利用できる「結婚祝い食事券」を給付します。

■対象となる世帯

・令和4年1月1日～令和5年3月31日に婚姻したご夫婦

・婚姻日時時点で夫婦共に瀬戸内町在住

■給付食事券の額

3万円分(1枚)、000円の食事券を30枚)

※給付食事券の額は、婚姻届け受理日が基準となります。(令和4年3月31日までに婚姻届けを受理された方は2万円分、4月1日以降(令和4年度)に婚姻届けを受理された方は1万円増額となります。)

※有効期限は給付日から6か月になります。

・瀬戸内町結婚祝い食事券給付申請書(様式1号)

■申請に必要な書類

・夫婦の住民票の写し(本町の居住を証明するもの)

・結婚新生活支援事業に関するアンケート

ト(町民生活課窓口)
※また、利用可能店舗の募集も行っていますので、町内関係事業所のご協力をよろしく願います。

町ホームページはこちらから

町ホームページはこちらから

食事券給付 新生活支援



お知らせ

瀬戸内町島外大学生等修学支援事業

瀬戸内町では、新型コロナウイルス感染症、物価高・原油高等による影響で、世帯収入やアルバイト収入の減少等により、「学びの継続」が困難となっている島外在住の大学生等に経済支援を行っています。

■対象

次の要件をすべて満たす方

(1)学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学および高等専門学校に限る。)、同法第97条に規定する大学院、同法第124条に規定する専修学校または同法第134条に規定する各種学校に在学する学生

(2)令和4年9月1日現在、(1)の規定を満たす方で、かつ瀬戸内町の住民基本台帳に記録されている保護者がいる方

■支援内容

一人一律30,000円の現金給付

■申請期間

令和4年9月1日(木)～令和5年2月28日(火)

■申請に必要なもの

令和4年9月1日以降に発行された「在学証明書」が必要となります。

■申請方法

町ホームページから申請してください。

町ホームページはこちらから



お問い合わせ先 教育委員会総務課総務係 ☎0997-72-0113

お問い合わせ先 企画課企画振興係 ☎0997-72-1112

■お問い合わせ先 瀬戸内町へき地診療所 ☎ 0997 - 72 - 3211

お知らせ

**マイナンバーカードが
健康保険証として使えます**

瀬戸内町へき地診療所では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。健康保険証を提示しなくても、マイナンバーカードをへき地診療所に設置されたカードリーダーにかざすだけで、受診することができます。※マイナンバーカードの健康保険証利用が始まって、これまでの健康保険証は引き続きお使いいただけます。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前の登録が必要です。登録のお申込みは、お持ちのスマートフォンやパソコン（カードリーダーが必要ですが）より、マイナポータルで行うことができます。

瀬戸内町へき地診療所では診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

■マイナンバーカードの保険証利用について（厚生労働省）

■マイナンバーカードの保険証利用対応医療機関・薬局について（厚生労働省）

■マイナポータル



■お問い合わせ先 町民生活課戸籍住民係 ☎ 0997 - 72 - 1060

お知らせ

**～受付時間延長～
マイナンバーカード（申請・交付）と
マイナポイント（手続きサポート）**

■日時 11月11日（金）・11月25日（金）午後5時15分～午後8時
11月12日（土）・11月26日（土）午前8時30分～正午

■場所 瀬戸内町役場町民生活課戸籍住民係窓口

■手続きに必要なもの

- ・申請の場合…本人確認書類 ※写真撮影は無料で行います。
- ・交付の場合…ハガキ・本人確認書類
- ・ポイント手続きの場合…マイナンバーカード

マイナンバーカードの数字4桁のパスワード（暗証番号）
キャッシュレス決済サービスID・セキュリティコード
（事前に取得しておく必要があります。）

※平日の午前8時30分から午後5時15分までの通常開庁時間帯も受け付けています。

※本人確認書類（以下の①書類を1点。ない場合は、②を2点持参）

- ①運転免許証・パスポート・在留カード・無料乗車券 など
- ②健康保険証・年金手帳・医療受給者証・学生証 など

マイナポイントの
付与対象となる
マイナンバーカードの
申請期限が
令和4年12月末まで
延長されました！



最新の情報はマイナポイント事業
ホームページをご覧ください！

⚠ マイナポイント事業をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意してください。

⚠ マイナポイントの申込みのサポートは、マイナポイント事業ホームページ記載の「マイナポイント手続スポット」でお受けください。

マイナポイント



■お問い合わせ先 ゆいの島どうぶつ病院瀬戸内病院 ☎ 0997 - 73 - 7100

お知らせ

ゆいの島どうぶつ病院瀬戸内病院 11月の診療日のお知らせ

1日（火）、8日（火）、22日（火）、29日（火）
9：00～12：00、13：30～18：00 ※予約制
11月は予防薬まとめ買いキャンペーン実施！

ゆいの島
どうぶつ病院
瀬戸内病院
ホームページ



■お問い合わせ先 農林課農政係 ☎0997-72-1174

お知らせ 集落ぐるみで鳥獣を寄せ付けない取組を実践しましょう！

捕獲や柵だけに頼っていませんか？知らず知らずのうちに餌付けをしていませんか？

◆集落内の実態を把握し、集落ぐるみで農作物を守りましょう！

被害対策のポイント

1. 集落内の環境点検の実施

鳥獣のえさ場やすみか、けものみち、被害対策の実施状況などの点検

【点検の視点】

- ・ えさ場（放任果樹、野菜くず等）と成り得るものはないか
- ・ すみか（ヤブ、けものみち）と成り得るところはないか
- ・ 侵入防止柵の設置場所と管理状況は適切か

2. 無意識の餌付けの禁止

- ・ 放任果樹の伐採、落下果樹の除去
- ・ 収穫残渣を放置しない
- ・ 畦畔や法面では青草を出さない

3. 人慣れをさせない

- ・ 道具や犬などを使っての追払いを行う（人間は怖いと学習させる）

4. 農地に近づけさせない

- ・ 集落内のすみかや隠れ場をなくす（耕作放棄地、茂み、ヤブの解消）
- ・ 集落内の見通しを良くする（緩衝帯の設置、枝打ち等）



■お問い合わせ先 農林課農政係 ☎0997-72-1174

募集 令和5年度鳥獣被害対策実践事業（イノシシ防止柵）について

鳥獣による農作物への被害を防止するため、国の鳥獣被害対策実践事業を活用し、農家自らが侵入防止柵（金網柵）の「自力施工」を行い、効果的な鳥獣対策に取り組むことを目的とします。

■事業内容

自力施行による侵入防止柵（金網柵）の整備（直営施工方式）

■事業の導入条件

- ・ 町重点振興品目【さとうきび・たんかん・津之輝・パッションフルーツ・カボチャ・小ギク・肉用牛（牧草）】を栽培していること。
- ・ その他経済栽培品目【果樹類・野菜類】（出荷が確認できる書類があること）
- ・ 専業および兼業農家であること。（農家台帳への登録）
- ・ 農地については自己所有名義、利用権の設定がされている農地、もしくは親族名義であること。（親族名義が確認できる書類があること）
- ・ 柵の設置を自力施工で行えること。
- ・ 町税、各使用料に滞納がないこと。

町ホームページは
こちらから



■申込方法

上記の条件を満たしたうえで、要望する圃場の延長数（m）を実測し、令和5年3月31日（金）までに農林課農政係に提出してください。なお、申請書は窓口で記入していただくか、瀬戸内町ホームページにてダウンロードもできますので、事前準備にご利用いただけます。

～はる市と朝市の様子～皆さんのお越しをお待ちしています！



- お問い合わせ先 農林課営農畜産係 ☎ 0997 - 72 - 1174
 J A あまみ大島事業本部瀬戸内支所 ☎ 0997 - 72 - 1141
 J A あまみ大島事業本部 ☎ 0997 - 53 - 3000

お知らせ 農業用廃プラスチック類回収のお知らせ

令和4年度（第2回目）の廃プラスチック類回収は、下記のとおりです。
 回収日には必ず**印鑑**をご持参ください。

■注意事項

- ①搬入の際、分別や梱包が適切でない場合は、そのまま持ち帰っていただくか、またはその場で分別、梱包をやり直していただきます。
- ②土や砂など付着物をできるだけ除去し、異物が混入しないようお願いします。（水、土、砂などをきれいに落とすことで重量が減り、料金の軽減につながります。）
- ③農薬空容器については、ラベル・キャップが付いたままの状態、袋の中で混ざっている状態、容器をきれいに洗浄していない場合は、引き取ることができませんのでご注意ください。（キャップと容器は別々に透明の袋に入れる）

■基本的な結束方法

ビニール、ポリ、シート、あみ類その他プラスチック類はすべてつづら折り（長さ80cm、幅30cm）で2か所結束をお願いします。

■日時・場所

- 11月15日（火）午前9時～正午 加計呂麻地区（J A あまみきび酢工場）
 // 午後1時～午後4時 加計呂麻地区（生間待合所）
 11月17日（木）午前9時～午後4時 本島地区（J A あまみ大島事業本部瀬戸内支所（選果場））

■料金

60円 / kg

■回収種類

- ①塩化ビニール（ビニールハウス等で使用、透明）
- ②農ポリ（ビニールハウス、マルチ、トンネル等で使用、ゴミ袋のような素材もある）
- ③その他（堆肥袋、ハウスバンド、ビニール紐、ネット、不織布）
- ④農薬容器

※農家の皆さんが排出する使用済み農業用廃プラスチックは産業廃棄物であり、**使用者自らの責任で、適正処理することが義務**付けられています。

※自分の農地や家で焼いたり、埋めたり、山林などに捨てることは、法律によって禁止されています。

- (1) 野焼きをした者：5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれを併科
- (2) 不法投棄をした者：5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれを併科
 （法人に対しては3億円以下の罰金）

- お問い合わせ先 農林課農政係 ☎ 0997 - 72 - 1174

朝市開催のお知らせ

瀬戸内町内で生産された旬の農林水産物を
 味わい、シマならではの豊かな食材を活用し、
 家族みんなで食卓を囲みませんか？

■日時 毎月第3土曜日 午前8時30分～

■場所 海の駅1階フロア

■運営主体 海の駅朝市協議会
 （代表 倉田）

※売り切れ次第終了予定となりますので
 ご了承ください。

※出店者も募集しています。

**新鮮野菜！
 はる市開催のお知らせ**

地元の生産者とふれあう直売イベント
 「はる市」を開催しますので、皆さんの
 お越しをお待ちしています。

■日時 毎月第1日曜日 午前10時～正午

■場所 海の駅1階フロア

■運営主体 瀬戸内町C S A協議会（泰山）

※売り切れ次第終了予定となりますので
 ご了承ください。

※出店者も募集しています。